所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します
令和6年度算定状況（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	件数		1	1						1		1	2
	日数		2	8						18		9	9
尿路感染症	件数		1	2	1	4	1	2	5	3	1		5
	日数		5	11	1	20	5	4	28	30	5		19
帯状疱疹	件数						1	1		1	1		
	日数						6	2		1	7		
蜂窩織炎	件数	1	1	1	1	1	2	1		1			2
	日数	9	7	3	5	1	4	5		10			16
慢性心不全の増悪	件数												
	日数												

疾患名	件数	治療管理の内容
肺炎	6	胸部レントゲン、胸部ＣＴ、点滴
尿路感染症	25	検尿、投薬、点滴
帯状疱疹	4	投薬
蜂窩織炎	11	投薬
慢性心不全の増悪	0	

【算定要件】

・所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、
　１回に連続する１０日を限度とし、月１回に限り算定するものであるので、１月に連続しない１日を１０回算定することは認められないものであること。
・所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
・所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
　　肺炎の者　　尿路感染症の者　　帯状疱疹の者　　蜂窩織炎の者　　慢性心不全が増悪した者
・肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
・慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
・算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
　また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
・当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

介護老人保健施設　吉田ナーシングホーム